平成３０年（フ）第７３号
千葉県柏市豊上町５番地27
債務者　木村　功一
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川裕一郎
4　破産債権の届出期間　平成30年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月21日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第８８６号
東京都江戸川区船堀１丁目１―21―202
債務者　樋野　富子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　浩一
4　破産債権の届出期間　平成30年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２号
岐阜県各務原市蘇原瑞穂町４丁目11番地２
債務者　吉原　哲二
1　決定年月日時　平成30年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田島　朋美
4　破産債権の届出期間　平成30年４月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月18日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第６５２号
静岡市清水区平川地６番２号　イーストサイドＢ―303号
債務者　瀧　　尚之
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝倉　　保
4　破産債権の届出期間　平成30年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月23日午後３時
6　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８６号
千葉県松戸市西馬橋相川町177番地の１　メゾン相川301号
債務者　倉持　　明
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　明子
4　破産債権の届出期間　平成30年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月28日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第９２０号
埼玉県ふじみ野市霞ケ丘１丁目２―12―701
債務者　伊藤　光二
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　　毅
4　破産債権の届出期間　平成30年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月31日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１８３号
福島県郡山市安積町荒井字北田14番地
債務者　三瓶アツ子
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第２１３０号
名古屋市中村区荒輪井町２丁目18番地　市営荒輪井荘３棟111号
債務者　亀山　妙子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７２号
兵庫県揖保郡太子町鵤961番地23
債務者　清水ユカリ
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成３０年（フ）第７号
佐賀県唐津市二タ子３丁目９番１―306号　二タ子市営住宅
債務者　井上　竜生
1　決定年月日時　平成30年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成３０年（フ）第８号
佐賀県唐津市神田2053番地　ハイツ神田Ｂ―102号
債務者　石田　　豊
1　決定年月日時　平成30年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第４７０号
神奈川県足柄上郡大井町上大井982番地11
債務者　榎本　広子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６７３号
神奈川県小田原市板橋644番地の１
債務者　竹部　哲也
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２２号
神奈川県厚木市三田632番地３　マコトハイツＢ
債務者　齋藤　雄亮
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６７６号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥１丁目７番地の22　メゾン立春102
債務者　酒井　好彦
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部